

高知県地域防災計画修正（令和4年3月）の概要

高知県地域防災計画について

高知県の地域に係る防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき事務又は業務の大綱を定めるもの。災害対策基本法第40条の規定により、防災基本計画に基づき、都道府県地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

修正の主な内容

令和3年5月の災害対策基本法の改正や、新型コロナウイルス感染症への対策などを踏まえて修正された国の防災基本計画の内容を本県の地域防災計画に反映する。

一般対策編

1. 国の防災基本計画の修正に伴う修正

(1) 避難勧告・避難指示の一本化等

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うなど、避難情報のあり方の見直し（P54、55、108）

(2) 新型コロナウイルス等の感染症対策を推進

- ①特定の避難所に避難者が集中することを防ぐための混雑の周知等、避難の円滑化に努める（P109）
- ②避難所における避難者の健康管理や衛生管理、十分な避難スペースの確保等、感染症対策のための必要な措置を講じるよう努める（P110）
- ③自宅療養者等の避難の確保に向けた情報共有（P110）

(3) 要配慮者への対策等

- ①災害時に身を守るために配慮が必要な避難行動要支援者への支援のため、個別避難計画の作成に努める（P43～44）
- ②一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、必要に応じ福祉避難所として避難所を指定するよう努める（P58）

(4) 広域避難に関する事項

災害の規模等をかんがみ、区域外への広域避難が必要な場合の避難実施における自治体間の協議（P110～111）

2. その他

各機関からの意見等を踏まえ、所要の事項を修正

火災及び事故災害対策編

1. 国の防災基本計画の修正に伴う修正

(1) 新型コロナウイルス等の感染症対策を推進

感染症の流行下において、感染拡大を防ぐための対策及び市町村への要請等の実施（P39）

2. その他

各機関からの意見等を踏まえ、所要の事項を修正

地震及び津波災害対策編

1. 国の防災基本計画の修正に伴う修正

(1) 「一般対策編」に準じた修正

- ①避難勧告・避難指示の一本化等（P83）
- ②新型コロナウイルス等の感染症対策を推進（P84～85）
- ③要配慮者への対策等（P61、62、84）
- ④広域避難に関する事項（P85～86）

2. その他

- (1) 高知県災害対策本部規定の改正（R3.4）に伴う災害対策本部設置基準の見直し（P73～77）
- (2) 各機関からの意見等を踏まえ、所要の事項を修正